

フランス労働省「新型コロナウイルス：企業が従業員の
健康と安全を確保するための国家プロトコル」概要
(2021年4月8日付)

2021年4月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

【出所】フランス労働省ウェブページ「[新型コロナウイルス：企業が従業員の健康と安全を確保するための国家プロトコル](#)」の概要（随時更新可能性あり、更新日は表紙を参照）。

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

1. 労使対話に基づく企業内における予防策

- 感染症予防策を定める本プロトコルを企業内で実行するためには、現状をしっかりと把握する必要がある。このため、従業員代表機関や組合代表との話し合いが必須条件となる。安全を維持しながら事業を継続可能とする対策を導入するためには、従業員や職場の情報を正しく得ることが不可欠である。職場における安全対策は内部通達によって従業員に伝達すると同時に内部規則を作成している会社においては同規則に追記することもできる。
- 新型コロナウイルス担当者を1名指名する。小規模な会社においては雇用主が担当者となることもできる。担当者の任務は予防対策を実行し従業員に通知することである。社内に担当者の氏名および任務を公表する。
- 予防対策の適用に際し、雇用主は以下の諸点について従業員に対して配慮する。
 - 海外からの派遣社員、季節労働者、人材派遣会社からの派遣社員、短期雇用契約者なども他の従業員と同様に社内における衛生予防策について通知する。また、会社が住居を提供している場合、それらの住居において対人距離の確保などが遵守されているか確認する。
 - 2020年11月10日付の政令020-1365号にて定められる「身体的弱者(65歳以上、心疾患・重度の肥満・糖尿病・先天性免疫うつ病などの疾患患者、妊娠3カ月目を迎えた妊婦)」に対しては、まずテレワークを優先する。業務上テレワークが不可能である場合、会社までの移動や職場における衛生対策を本人に十分に遵守させると同時に、リスクが減るよう会社側も特別に配慮する(個室を与える、仕切りを設ける、勤務時間を調整するなど)。十分な予防対策が取れない場合は従業員に医師の診断書を提出してもらい、一時帰休とする。また、会社がとった予防措置は不十分であると従業員が判断した場合、従業員は産業医に正否を問うことができる。この場合、産業医の決定が下るまで従業員は一時帰休扱いとなる。

2. 従業員の予防対策

- 衛生対策と対人距離

テレワークは、通勤中また職場において生じる感染リスクから従業員を予防する最良の手段とされる。このため、自宅において職務遂行が可能な従業員はテレワークに移行する。それ以外のケースでは、出勤回数が減るよう業務を調整しなければならない。雇用主は、従業員間の連絡が維持されテレワークによって孤立することがないように配慮しながら予防策を定める。

- 雇用主は、出社回数を減じるための実行計画を定めなければならない。この計画書は労働監督官の調査があった場合に提示を求められることもある。
- 100%テレワークに移行する従業員は、必要に応じ雇用主の許可を得て週1回に限り出社することができる。
- テレワークが不可能な場合、混雑する時間帯を避けるため出社や退社時間を柔軟にする。
- これらの予防対策は、職場における感染の機会を減じることにより感染リスクを最大限に減少させる不可欠なものであり、雇用主はこれらを厳守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 雇用主は、《TousAntiCovid》というアプリがあること、また勤務時間中にオンにする利点について従業員に通知する。
- マスクを装着の上、少なくとも1メートルの間隔を確保する必要がある。対人距離を十分に確保するために多くの人が行きかき、一つのスペースに多くの人が集まる状況を避け、制限するため、雇用主は勤務体制や職場のスペースの見直し、複数の勤務時間体制構築等の必要性を検討する。
- ビデオ会議が優先され、出社による会議は例外措置とする。
- 各部屋の収容上限人数を定め、それを各部屋の入口に掲示する（一人当たり4平方メートルを確保）。
- 雇用主は、食堂についてはその再開に際しての公衆衛生や対人距離の確保などに関する2020年5月21日付高等公衆衛生審議会の見解に基づき勧告された予防対策を遵守させるために実行可能な調整を行う。
- マスクの着用
 - 集団で閉じられた室内：緊急事態宣言対象地域において、閉じられた室内で多くの人がいる場合、マスク着用は義務である。フィルター性能90%以上のマスクか外科用マスクを着用。業務遂行上マスク着用が難しい場合には、対人距離を2メートル確保する。社内食堂の場合も同様である。
 - 個室：部屋に一人である場合はマスクを着用する必要はない。
 - アトリエ：換気や空調システムが規定どおり機能しており、労働空間における人数が制限され、お互いの間の距離を2メートル以上保ちフェイスシールドを装着している場合、アトリエで就労する従業員はマスクを着用しなくてもよい。
 - 社外：外で作業する従業員は、集まって作業する場合や2メートル以上の対人距離を保つことができない場合はマスクを着用しなければならない。

- 車内：業務遂行上、複数の従業員が同乗するような状況を雇用主はできる限り避ける。どうしてもそのような状況が不可欠である場合は、同乗者全員がマスクを着用する。特に感染によって重症となるリスクの高い従業員には外科用マスクを着用させる。
- 公衆受け入れ施設：マスク着用の義務あり。
- 接触感染リスク予防：雇用主は、従業員が触れる場所を定期的に清掃および消毒する手続きを定めなければならない。特に従業員間または従業員と顧客の間で物を共有で使用し、操作する必要がある作業について、以下を含む特別な指導書を作成しなければならない。
 - ウイルスに対し効力のある殺菌剤で定期的な清掃・消毒をする。
 - 作業の前後に手を洗うかアルコール消毒をする。
 - これらの衛生関連手続きについて作業に関係する従業員、顧客その他関係者に通知をする。
- その他の対策および注意点
 - 衛生規則、マスク着用、最低 1 メートルの対人距離の確保を遵守し更衣室を使用する。シャワーを浴びるなどでマスクをはずす必要が生じる場合は 2 メートル以上の対人距離の確保を遵守する。ロッカーは個別使用で毎日清掃する。
 - 換気が正しく機能しているかを点検する。職場または公衆を受け入れる場所ではできる限り頻繁に換気を行う（高等公衆衛生審議会は毎時間数分の換気を推奨）。あるいは換気システムを用いて新鮮な空気を送り込む。
 - 職場において従業員が集まって会食することは一時的に中断とする。

3. 従業員の予防規定

- フェイスシールド：フェイスシールドはマスクの代用とはならない。フェイスシールドは追加的予防装備であり、マスク着用が可能な場合はフェイスシールドだけを装着するのでは不十分である。

4. ウイルス感染検査

- 感染症状がある従業員のテレワークが不可能である場合、従業員自身が社会保険局のサイト (ameli.fr) を通じ申告することで、48 時間内に PCR 検査を受けることを条件に、病欠と同様の欠勤補償手当が社会保険当局から支給される。濃厚接触者もまた同様の措置がとられる。

- 雇用主は従業員に任意で検査を提案することができる。この費用は雇用主の負担であり、検査結果を雇用主が知ることはできない。なお、集団検査を行う場合、その実施の2日前に管轄当局へ事前申告をしなければならない。

補足資料 1.

- 社員食堂：一方通行、床表示、対人距離の確保、交替制の導入。
- オフィス：備品（キーボード、マウスなど）の共用を避け、清掃および消毒する。

補足資料 2.

- 閉鎖された空間は定期的に換気する。
- 換気システムが正しく機能しているか、メンテナンスされているかを確認する。
- 風が従業員の方に向いている場合、換気は使用しない。空調システムも同様にメンテナンスがされているか確認し、従業員に風が当たらないよう、また高性能なフィルターを備え空気循環ができるようしなければならない。
- 移動制限期間中、会社が完全に閉鎖される場合であれば通常の方法で掃除をすればよい。
- 接触することで感染リスクのある家具、備品、用具の表面がすべて消毒されているか確認しながら定期的に掃除をする。
 - 共有の場所におけるドア、ノブ、スイッチ、蛇口やその他の設備（コーヒー販売機や自動販売機など）。
 - トイレ（清掃および消毒を特に念入りに行う。）

補足資料 3.

- マスク規定